慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	社会保険の賃銀に及ぼす影響(下)
Sub Title	
Author	園, 乾治
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1920
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.14, No.12 (1920. 12) ,p.1760(110)- 1765(115)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19201201-0110

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ぼす影響 社會保険の賃銀に及 F

治

行ふところの特殊技能の程度に直接關聯して、 け就職を選擇する餘地が狭いのである。 より多く雇傭範圍に制限がある。従つてそれだ で萬一の時に備へることが多い。 巳むを得ぬことゝして許さなくてはならぬさい から、 は、それだけ備主の負擔を加重するものである すれば、傭主に保険料の支拂をなさしむること 相違がある。 熟練勞働者の立場と不熟練勞働者の立場には また熟練勞働者は不熟練勞働者よりも自身 一小額の賃銀引き下げが行は 熟練勞働者の考へるところを以て 彼等にはその れることは、 しかし

> **勞働者よりも、より鞏固なる勞働組合を組織し、** を有つてゐる ながら他の一方に於いて、 トライキの如き場合には比較的偉大なる權力 熟練勞働者は不熟練

すや將來に於ける養老年金を目して、 wage の基礎にあるからである。 る勞働者の正當賃銀、または生存賃銀 堅實なる團結が成立する。蓋し組合に加入せざ 度不當なる賃銀の引き下げによって起つ時には をなすことは頗る困難なことである。 これ等の事情から彼等不熟練勞働者が協同動作 者に比しで傭主を得る範圍が頗る廣汎である。 組織を有つてゐない。 に於ては不便を感ずる。しかしながら彼等は さいふいっ 然からば不熟練勞働者の立場は如何であるか の心理的評價はほどんど最低質率の唯一 彼等は熟練勞働者のやうに鞏固なる であるから彼等はこの間 不熟練勞働者は必ら 賃銀の引 しかし一 living

費の増加する時に於いて、賃銀の引き上げを遷 延する傭主の主張に對して耳を借すものは誰も であらう。 き下げを許 らしめるものである。 质きことは、 あるまい。 また恐らく物質騰貴の際の如 倘は不熟練勞働に對する需要の範圍 容するものと看做すことを拒否する くの如き引き下げを益々困難な 八人生活

ならしむる各種の影響にあるのである。 るゝといふ主要なる議論の論據は、企業を不振 一である。 利益なる影響を及ぼすものは、國内の資本を引 き上げて外國に投資すること及び企業の失敗の 傷害賠償制度はそれぞれ産業的危険に準じて 種の産業部門を包括する。さうして傷害賠償 險制度の實施を見たる曉に勞働の需要に不 保險制度のために賃銀は引き下げら

制度は支排ふ賃銀の割合に應じて賦課せられ、 (コ七六二)

> となれ 然からばこくに一つの問題がある。 銀は或る程度まで危險の程度に應じて支排はる に於いては、 に對する費 危險の程度如何によつて相異するものである。 だけ引き下げらるゝことを論ずるためには、賃 故に以下暫らくこの問題を研究して見やう。 の影響に關する問題を論ずる方か便宜である 題を論ずるに先つて、この特殊の傷害保險負擔 用に原因する賃銀平準の一般的低下に關する問 かといふことこれである。 うものであることを確かめなくてはならぬ。何 賃銀が賦課せられる負擔の大小に準じてそれ 賃銀の引き下げを起すが如き危險なる産業 用を餘分に加重せらるこに 比 **勞働の需要が減少するものである** 賃銀が危險に相當せずしてい要求 練の勞働に對する普通の競爭 一般の社會保險の費 産業の傷害

S

餘 社會保險の賃銀に及ぼす影響

しむることなくして賃銀の引き下げをなし得る 給せらるゝ場合にのみ、 あるに過ぎぬ。差別的賃銀は主として運動及び て安全なる職業に於けるより 生を見ることが出來ない。危險なる職業に於い のとすれば、傷害を蒙る危險を負擔する結果と 價制度 workmen's compensationの存在するため 労働の需要如何によるのである。 して起る、勢働の報酬に對する差別的影響の發 **つである。** 賃銀を引き下げやうごする企圖は困 種の職業に賦課することはそれだけそれ等 小額の賃銀を甘受する限度に於いて可能で 上に現は しかしながらその影響は却つて一般的賃銀 業に於ける質銀を引き下げるものでは 賃銀の差別的引下げは唯々勞働者賠 れて來る。 何等差別的賃銀が支拂は 危險なる産業は 勞働を他の雇傭に走ら も多くの賃銀が支 餘分の負擔を れな 難であら 自ら勞 い 13.

> 働の一般價格に適應せしむるものである。 最も危險なる産業の多數は全然地方的なものである。各種の建造建築業、トンネル及び地下である。各種の建造建築業、トンネル及び地下る。紐育市にて必要とせらるゝ建物は、紐育州は、建築費の高價なることは到底免れ得ない。建築費の高價なることは到底免れ得ない。建、方面、近面、方面、近面、方面、近面、方面、近面、方面、近面、方面、近面、一般價格に適應せしむるものである。

九

です効果は産業の性質及び地位によって不同で 等側に對する需要を代表する資本及び企業に及 に對する有効的需要が減少を楽すのであるか。 此處では別に論述しない、けれざも幾何の勞働 が過少を楽すのであるか。

少を見ることはない。 >る生産物の需要が伸縮性を有せざるものであ けるところがない。これ等の産業に於ける傭主 として生産を行ふ産業は競争によって影響を受 する危險を感せざる産業は保險費用によつて激 なるか、或ひは勞働能率若しくは一般能率の めなるかの歌 しく脅かさるゝことはない。 主が生産物の價格を支配し得る場合、 勞働者の要求を承認する傾向を有してゐる。 る。 的特權を有する **勞働に對する需要或ひは賃銀の減** れによるにせよっ 地方的市場を目 位の頗る有 由競爭より 殊にか 的 10

に於いては 熟練勞 働に對する需 要を減 退せしめ働に對する需要の變動は生じない。この場合機械または勞働節約の手段になることを除けばと 選用の節約によつて新生産費の支辦をなし得

產者 marginal producers 働を使用する方が有利であるであらう。限界住 産業にありては、 ばならぬ多額の固定資本及び特殊資本を有する を利用する生産費の節約によつて償ふことが出 生産物に 對する需 要の擴 張さに基 づくのであ る需要に及ばす効果は、 負擔を相殺する以上であるならば、勞働に對す 來るならば、 變動の如何は に代らしめることになるかも知れぬ。 よつて分たれる。 分または全部が、勞働節約の工夫以外の手段 、大ひに特化したる熟練を要求するや否やに 若しも保険のために増加したる生産費の大 また新組織のために價値の減少を來さね ひは 不熟練勞働に 賃銀の引き下げは心配するに及ば 一に利用せらる 通常は從前と同様に多くの勞 若しも生産費の節約が 結局産業の性質と其の または限界産業 man 對する需要を以てこれ ♪機械または技術 急激なる 保険の

「卷(一七六三)」 難 録 社會保險の賃銀に及ぼす影響

第十二號

を生ずるか、或ひは免れ難き窮策として賃銀の 引き下げに服しなくてはならね。 るであらう。 は廢業するか國外に移動せざるを得ぬことにな のために惱まされる産業に就いて見れば、彼等 かくる場合には勞働者中に失業者 若しくは國外から激烈なる競爭

かる 者は他に新たなる就職を探すよりは、寧ろ現實 生産費の節約をなすには賃銀の節約に出づるよ とも生産費の節約を行はねばならず、 り外に、可能なる手段なき場合に於ては、 も自己の勞働を販賣し得る範圍が廣汎に亘つて に賃銀の引き下げを甘受するであらう。 上首尾であらう。蓋し彼等は熟練勞働者より 若しその産業が事業を繼續するためには是非 ために、 比較的多く特化せられたる熟練勞働者より 事情に於いては 恐ら~不熟 練 勞働 者の方 新たに就職を見出すことが容易に 加 かくの ふふるに 勞働

> 現はれ、または賃銀率に影響を及ぼし、且つ新 行れるからである。就職の減退は只單に失職に の引き て一時的となり或ひは永續的となるものであ 來すものは保險料負擔の問題である。若し賃銀 る。新投資家に對する誘引力に重要なる變動を 興企業に對する誘引の減退するとせざるにより 何等永久的減退は起るまい。 減少することなき限り、勞働に對する需要には 何等の變動を見ないことになる。新しい投資が 許容さるゝならば、投資家が活動する意思には 下げによつてこの負擔を轉嫁することが

集積は、 ない。然して强制保險制度の下に於ける資本の 於いては何等の特記すべき影響を齎すものでは 結果として起る勞働の新需要は、單一州内に 賠償を有する勞働者に對して所得源泉の轉換 普通の資本家の行はぬ方法を以て地方

的に投資をなす場合には、 き效果を表はしてゐる。 勞働に對して稱讃す

なる な費用 また保険條例 ところに於いて、 傭主に相當の傷害費用の支辨をなさしめてゐる の些細な影響を與ふるに過ぎぬものである。既 る他の條件と比較するときは、寔に取るに足ら に蒙る負擔は、産業に對する州の利益を決定す 險を採用したる場合-即ち一州が突然に總でを完全に網羅する社會保 の輕重にあるべきである。最も極端なる場合 主及び資本家に賦課せられたる責任の負擔とそ ての思ひ當る不慮の入用に備ふる、 伽主責任法 employer's liability laws によりて 勞働に對する需要の假想的變動の限度は、 準備方法を作るにあるところに於いては、 の賦課が行はれてゐるところに於いてい insurance legislation Om また隣邦に於いても同じやう 一に於いてもこれがため 一的が單に

> のよりも、 び投資の安全と統制は社會保險の負擔の如きも 慮の餘地が多く存しないものである。 らるくものではない。この場合には關稅制度及 び産業の外國に移動することは國際間に於いて 國全體を普く包括する制度が一時に採用せらる き下げに苦しむといふが如きことは、 うならば憂慮すべきところは尚尠ない。 同じやうに産業を害し或ひは勞働者が賃銀 完 州と州との間に於けるが如く圓滑に質現せ 遙かに決定的要素をなすも 若し合衆 何れも憂 資本及 の引

容に就て 銀行の支排承諾 0 內

絡 言

<u>=</u>

宅

嘉

_ Fi.

(1七六五) 銀行の支拂承諾の内容に就